

別記 第2号様式

建物等の概要

所 在	千葉県南房総市千倉町平磯字鳥嶋2 1 7 9 番地2
家 屋 番 号	2 1 7 9 番2
種 類	宿舍
構 造	木造鉄板葺平家建
床 面 積	4 6 . 3 7 m ²
建 築 時 期	昭和4 3 年9 月1 7 日新築
間 取 り	和室6 帖（2）、台所、浴室、便所（2）、押入（3）、床間、廊下、玄関
附 属 建 物	なし
そ の 他 の 特 記 事 項	・本物件については、建築時の竣工図等の所在が不明であり、本書及び建物平面図は実測を記載している。 ・本物件は主たる建物1 棟及び以前使用していた井戸等の工作物並びに建物に付属する諸設備等付きの物件である。
	・建物等について厳密な調査を実施したわけではないため、アスベスト含有建材等の使用についても否定できない。
	・P C Bについては、令和7 年度資産経営課現地調査により使用していないことを確認した。
	・本物件について、耐震診断は実施していない。
	・本物件内には、浴槽、便座、照明器具等（一部）が残置されている。
	・本物件は新築より長期間が経過し、平成1 7 年3 月以降は未利用となっており、建物の劣化等が著しいため使用する場合は大規模な修繕等が必要と思われる。
	・図面その他記載事項と現況が異なる場合には、現況を優先とする。 ・解体撤去する場合は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく届け出が必要になるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物の適正な処理が義務付けられる。
	・建物内の備品等も買受人の負担で適切に処理すること。特に、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づく適切な処理を行うこと。 ・本物件に含まれる建物、工作物及び建物に付帯する諸設備等が現況のまま引き渡されることを十分に理解しこれを使用する場合において必要となる修繕や整備、安全性の確保については、自らの負担と責任において行うこと。